

## V-3 1984年9月28日の勅令 — 政府内官職及び職員労働組合を規整する 1974年12月19日の国法の施行のための勅令

1984年10月20日公布

### 改正

2006年3月9日の勅令 — 2006年3月21日公布

2004年11月10日の勅令 — 2004年11月23日公布

2003年7月30日の勅令 — 2003年9月29日公布

2001年5月8日の勅令 — 2001年6月15日公布

2001年2月8日の勅令 — 2001年2月17日公布

2000年10月11日の勅令 — 2000年10月28日公布

1999年6月13日の勅令 — 1999年7月15日公布

1999年5月27日の勅令 — 1999年7月15日公布

1999年1月26日の勅令 — 1999年1月30日公布

1998年7月17日の勅令 — 1998年8月4日公布

1997年9月16日の勅令 — 1997年11月4日公布

1997年9月16日の勅令 — 1997年9月16日公布

1995年10月20日の勅令 — 1995年11月1日公布

1995年9月25日の勅令 — 1995年11月1日公布

1995年4月10日の勅令 — 1995年6月13日公布

1992年5月25日の勅令 — 1992年6月20日公布

1991年11月18日の勅令 — 1992年1月7日公布

1991年9月10日の勅令 — 1991年11月15日公布

1990年10月31日の勅令 — 1990年11月15日公布

1990年8月2日の勅令 — 1990年8月31日公布

1989年6月2日の勅令 — 1989年6月17日公布

1989年5月29日の勅令 — 1989年6月1日公布

1987年10月7日の勅令 — 1987年10月22日公布

1985年7月17日の勅令 — 1985年7月24日公布

### 非公式の調整

1975年6月20日、1980年9月1日、1983年7月19日の各国法で改正された職員労働組合及び政府内職員を規整する1974年12月19日の国法に基づく被雇用者の健康及び安全、加えて労働及び作業場の衛生に関する1952年6月10日の国法、とりわけ第1条§4、dに基づく；

1961年2月14日の経済の拡大、社会の進歩、財政再建についての国法の表題IVの若干の条項を改正した基礎自治体についての第75条、特に第9条の追加を残した1961年2月28日の国法を廃止した1961年7月27日の国法に基づく；

王国教育公務員構成員に関する1964年6月22日の国法、とりわけ第7条に基づく；

公共部門での労働災害、就業中の事件、就業中の不幸な災害、職業病の補償に関する1967年7月3日の国法、とりわけ1973年7月13日の国法で改正された第2条第5項に基づく；

労働団体協約と労使調停委員会に関する1968年12月5日の法律、とりわけ1973年7月11日の国法で改正された第2条§3に基づく；

1984年2月21日に与えられた我が予算大臣の同意に基づく；

1973年1月12日に調整された国務院法、とりわけ1980年8月9日の国法で改正された第3条§1に基づく；

国務院の助言に基づく；

とりわけ国務院の助言及び主として国務院によって表明された所見で認められた意向、主として国務院によって表明された所見で認められた意向によって提起された勅令草案に対して提案された小さな付随的原文調整に関する差し迫った必要性に基づく；

1974年12月19日の国法及びその施行勅令第52条の発効の予定された日付を疑いもなく1985年まで延期しなければならなくなるという引き続きの延期のために格別に重要であり、なぜならば法律及びその勅令の適用の下で公務に含まれる職員数の決定について必要な統計的資料を収集する技術的根拠があり、少なくともある程度は組合費を納める構成員は法律第8条の根拠について労働組合が単に代表と見なされるにすぎず、1974年12月19日の国法及びそのかなりの執行勅令の効果的な適用を変更し最小限1年の期間を延期することになるという大きな遅延を知らされることになる；

そのうえ格別に重要なのは直ちにあらゆる必要な準備された随伴する処置、とりわけ公職に雇用された職員名簿の収集を考慮して勅

令の第62条第2項、第63条第2項における前述の期間内に取りまとめの調査を受け入れなければならないことである；  
我が首相、我が内政問題公職大臣、我が文部大臣、我が予算大臣、我が社会問題大臣、我が公職国務大臣の推薦、及び国務院に参集する我が各大臣たちの助言によって；  
(国王の報告と国務院の助言、官報1984年10月20日、14, 039～14, 089頁)

## 第1 一般的定義

### 第I章 前置きの定義

第1条 勅令においては以下の通りに解される：

- 1° 「国法」とは政府内職員及び職員組合を規整するための1974年12月19日の国法；
- 2° 「公務員構成員」とは規則が制定される国法にはっきりと該当する職員；
- 3° 「公職」とは規則が制定される国法に該当する公務員構成員に応じた執行部、機関、施設、公法人、軍人；
- 4° 「代表資格条件」とは国法の第7条及び第8条で言及されている代表と見なせる前提条件；
- 5° 「代表資格基準」とは国法の第8条で言及されている若干の職員組合員に関する基準；
- 6° 「委員会」とは国法の第14条において言及されている代表資格を調査する委員会。

第2条 表題から別のものとはっきりしない限り「特別委員会」の名称は法律の第4条§1と2において言及されている通常の特別委員会も法律の第4条§1と3及び第23条第1項において言及されている専門の特別委員会も指す。

### 第II章 規則が制定される国法の適用範囲

第3条

§1. 第4条において規定された例外を除き公務員構成員に当てはまると言明する規則を制定する国法に服する：

- 1° 勅令に関する補遺Iに列挙したように連邦の執行部及び司法権の補助職員、連邦の管理下にある公法裁判官を含むその他の公務員；
- 2° a) 勅令に関する補遺Iに列挙したように共同体政府、地域圏の執行部その他の公務員、加えて共同体の共同体委員会の協会、フランス地域圏委員会の協会の執行部その他の公務員；  
b) 地域圏によって設立された教育施設；  
c) 勅令に関する補遺Iに列挙したように共同体、地域圏、共同体の共同体委員会、フランス地域圏委員会に属する公法裁判官；  
d) フランス地域圏委員会により設立された非補助教育施設；
- 3° a) 県、基礎自治体、都市圏、基礎自治体連合、県協議会、基礎自治体協議会、独立県公社、独立基礎自治体公社、フランダレン基礎自治体委員会；  
b) 公立社会福祉センター、公立社会福祉センター連合、公立金融庫；  
c) 公立社会福祉センターに関する1976年7月8日の組織法第VII章の2で意味する病院協会、とりわけ共同体の共同体委員会に関する1995年12月22日の国法の勅令の場合；  
d) ルシア・ブロウッケレ上級職業専門学校。  
1°2°3°に含まれる構成員の範囲には2°及び3°に列挙された補助対象の政府の公教育職員構成員及び補助対象の精神医学社会センター若しくは政府所管の補助対象の幹部職員養成センター構成員に支払われる俸給賞与の方法によっては含まれる。

§2. 例え労働協約に加入させられていても給与賞与の方法により支払われる補助対象の公教育職員、視学官、補助対象の精神医学社会センター若しくは政府所管の補助対象の幹部職員養成センターに所属する一定の研修中の暫定的若しくは補助職員の構成員にはっきりと該当する規則を制定する法律による；

第4条 以下の場合にははっきりとは該当しない規則を制定する法律による；

- 1° 第3章の意味での公務員構成員に属さない職員と以下の内閣と関連のある職員；
  - a) 連邦政府の構成員、共同体政府と地域圏の構成員、地域圏の国務大臣、共同体の共同体委員会の協会の構成員、フランス地域圏委員会の協会の構成員；
  - b) 県知事、ブリュッセル首都圏行政郡長と副郡長、フラマン・ブラバント県知事の補助員；
- 2° 県知事、ブリュッセル首都圏行政郡長と副郡長、フラマン・ブラバント県知事の補助員、県事務総長、郡委員、郡委員補；
- 3° 外交官と領事の職に雇われる外国籍の公務員；
- 4° ドイツ法に従って協定によりドイツ連邦共和国においてベルギー軍の職員に編入された文官の公務員構成員；
- 5° 疾病障害保険のための助成金庫の相談医師；
- 6° 原子力研究センター職員構成員；
- 7° 国立放射性元素研究所職員構成員；

- 8° フラウンデレン技術研究所職員構成員；
- 9° 財政情報処理センター職員構成員；

### 第三章 交渉と協議の公式の定義

#### 第5条

- §1. 法律の第2条§§1と2で用意された交渉と法律の第11条§1で用意された協議は以下には必要がない：
- 1° 国土の治安若しくは防衛体制に関する措置を執る場合；
  - 2° 自然災害による個人の品物に生じた確実な被害の補償に関する1976年7月12日の法律の第2条の意味での自然災害の場合；
  - 3° 新地方自治法第135条の意味での災害と災禍の場合；
  - 4° 勅令の条項の類似の交渉に続いて後の勅令が明確にするとと思われるそのほかの場合。
- §2. 当局が明確な根拠を持った行われる交渉若しくは協議としてではない決着を§1で規定されたそれぞれの措置によって付けるようになる。

第6条 理由について適切に表現された勧告の議事録の日付に言及している交渉若しくは協議が行われた後での法律の第9条若しくは第11条§1第3項にそれぞれ規定された措置。

## 第2 職員組合活動

### 第1章 公認された労働組合が公認を継続する方法

#### 第7条

- §1. 公務員構成員の全ての部門の職業上の利益を保護する職員組合は全ての政府官職に公認され規約の写しと責任ある指導者の名簿とを書留郵便で全政府官職に関する共同委員会議長に届けたときから全政府官職について公認される。
- 職員組合はそれに所属する職員の職業上の利益を保護し、規約の写し、責任ある指導者の名簿、その規約の効力範囲に属する政府官職と公務員構成員の種類の名簿を書留郵便で届けたときから職員がそれに属する政府官職について公認される。
- a) 連邦、共同体、地域圏、部門別委員会の管轄下の官職も含めた政府官職委員会議長；
  - b) 県と基礎自治体、特別委員会の管轄下の職も含めた公職委員会議長。
- 構成要素の名称の名簿の職員組合に応じた第1項と第2項に規定された記録。
- 議長は権限のない承認書類の発行を決定する場合には直ちに権限のある議長がそれを作成する。
- §2. 議長はその書類を受領したら直ちにその後それぞれの認可された職員組合の名称、住所、電話番号、効力範囲をベルギー官報に公告する。
- 職員組合の構成要素の名称が挙げられる。
- 資料の変更も同様にその後公告が行われる。

#### 第8条

- §1. 職員組合の承認は以下について行われる：
- 1° 権限ある議長の行った承認から3か月以内でない規約や責任ある指導者の名簿の変更の場合；
  - 2° 規定の期限内に行われなかった第78条に規定された放棄の場合；
  - 3° もはや規則を制定する法律の適用の下にない公務員構成員の職業上の利益を保護する場合。
- §2. 権限のある議長によって取消理由に関する明確な決定が行われる第1節の1°の場合、職員組合は責任ある指導者にあらかじめの一度かそれ以上釈明の実施の要求が認められる。
- 第79条の正規の手續に合致した取消に関する明確な決定が行われる第1節の1°の場合、法的な取消が行われる第1節の3°の場合。
- §3. 第2節の第1項と第2項に合致した取消の決定の10日以内に書留郵便で職員組合にそれについて知らされる。
- 決定はその概要についてベルギー官報に公告される。

### 第II章 職員組合の特権

第9条 公認の職員組合は承認された政府官職のためにその職業上の利益を保護する職員のための唯一の特権を行使する。

職員組合代表は総務委員会に議席を持ちその委員会の範囲内で特権を行使する。

総務委員会に議席を持たない職員組合代表は議席を持つ交渉委員会の範囲内で特権を行使する。

第10条 公務員構成員は職員組合によって要求が行われ、それにより上級者は即座に緊急に説明することが義務づけられる。

第11条 職員組合の通知は職務上の利益が保護される職員の職場の部局において適切に掲示され、その後その件に対して指摘された職務の属する部署により調査が実施される。

《以下略》